

議案第 55 号

木津川市都市公園条例の一部改正について

木津川市都市公園条例（平成 19 年木津川市条例第 170 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

開発行為により移管を受けた公園を都市公園として供用するに当たり、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	種別	位置	名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
城山台八丁目2号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目4番地90	城山台八丁目2号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目4番地90
<u>吐師松葉公園</u>	<u>街区公園</u>	<u>木津川市吐師松葉19番地1</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第55号 木津川市都市公園条例の一部改正について	
担 当 課	管理課 用地係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	木津川市吐師松葉地内に開発行為により造成された分譲型宅地(35区画)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園を市が移管を受けるに当たり、適正な管理ができるよう条例で都市公園に位置付けるものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条第2項に基づく協議(公共施設の管理者との協議)の実施(令和4年4月26日)</li> <li>・同法第40条第2項による帰属(施設用地の所有権移転)(令和5年4月21日)</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	15 自然・環境
	施 策	② 環境美化 ウ. 公園、緑地などの整備・維持管理
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (    年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (    年度)	
	千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	当該施設を都市公園に位置付けることにより、適正管理を図るものです。	